

◇新潟県手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第44号）

1 手数料の新設

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に伴い、同法の規定による輸出証明書の発行等に係る手数料を新たに規定することとしました。(本則関係)

2 新潟県内水面水産試験場手数料徴収条例の廃止

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定による輸出証明書の発行等に係る手数料の新設に伴い、輸出水産動物に係る証明書交付手数料の徴収等について必要な事項を定めた新潟県内水面水産試験場手数料徴収条例を廃止することとしました。(附則関係)

3 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

◇知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第45号）

1 損害賠償責任の限度額の軽減

地方自治法施行令が改正され、海区漁業調整委員会の委員に係る損害賠償責任の限度額の参酌基準が変更されたことから、当該基準に合わせた限度額に改正することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第46号）

1 県から市町村への事務の移譲

地方自治法の規定による事務処理の特例制度に基づく市町村への事務の移譲に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。

(1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第1条関係）

(2) 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県犯罪被害者等支援条例（新潟県条例第48号）

1 目的

この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 県の責務及び犯罪被害者等支援に関する施策の実施

県は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施する責務を有し、犯罪被害者等支援に関する計画を定めるとともに、犯罪被害者等支援に関する基本的施策を実施するものとした。(第4条、第9条及び第13条～第24条関係)

3 県民の責務

県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとした。(第5条関係)

4 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとした。(第6条関係)

5 民間支援団体の責務

民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的知識及び経験を活用し、犯罪被害

者等支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする  
こととしました。(第7条関係)

6 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第50号）

1 手数料の改正

介護支援専門員実務研修事務手数料及び介護支援専門員更新研修事務手数料について、積算根拠の見直しに  
伴い、手数料の額を引き上げることとしました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

◇食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第51号）

1 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち営業施設の基準に関する規定、  
営業の許可の申請に係る手数料の規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

(1) 新潟県生活環境の保全等に関する条例（第1条関係）

(2) 新潟県食品衛生法施行条例（第2条関係）

(3) 新潟県食品衛生条例（第3条関係）

2 施行期日

この条例は、令和3年6月1日から施行することとしました。

◇新潟県建築基準条例の一部を改正する条例（新潟県条例第55号）

1 条例による事務処理の特例に係る事務の追加

建築基準法の改正に伴い、居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率、壁面の位置又は高さの特例  
許可に関する事務を市町村が処理することとしました。(第30条関係)

2 手数料の新設

建築基準法の改正に伴い、居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率、壁面の位置又は高さの特例  
許可申請手数料を新たに定めることとしました。(別表関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第56号）

1 手数料の改正

建築士事務所登録手数料について、積算根拠の見直しに伴い、その額を改正することとしました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県いじめ等の対策に関する条例（新潟県条例第59号）

1 目的

この条例は、いじめ及びいじめ類似行為の未然防止、いじめ等の早期発見、いじめ等に対する迅速かつ適切  
な対応並びにいじめ等の再発防止の対策に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、いじ  
め等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって児童等が健やかに  
成長することのできる環境の整備に資することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 定義

(1) この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児  
童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通  
じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義  
しました。(第2条関係)

(2) この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している  
等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネ

ットを通じて行われるものを含む。)であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものと定義しました。(第2条関係)

3 県の責務並びに市町村への支援及び協力

県は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策に関し、市町村その他の関係者と連携を図りつつ、本県の実情に応じた施策を実施する責務を有することとしました。(第5条関係)

4 インターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止等

県は、市町村その他の関係者と連携し、インターネットを通じて送信されるいじめ等に関する情報が及ぼす影響の重大性に鑑み、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止に資するため、児童等に対するインターネットの適切な利用に関する教育及び保護者への啓発活動を行うこととしました。(第13条関係)

5 情報の共有、検証、調査研究等

県は、市町村その他の関係者と連携し、それらの保有するいじめ等の対策に資する情報の共有、いじめ等の対策の実施の状況の検証及びいじめ等の対策の効果的な実施に資する調査研究を行うとともに、それらの成果を普及することとしました。(第15条関係)

6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。